

研究論文

## マネジメント・アプローチによるセグメント情報の有用性

### —会計情報の質的特性と比較可能性—

東原英子

#### Usefulness of Segment Information by Management Approach

##### — The Characteristics of Financial Information and Comparability —

Hideko TOUHARA

**【要約】**2008年3月(2009年3月に最終改正)に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下、新会計基準という)が公表され、我が国においても国際的会計基準、米国基準と同様、マネジメント・アプローチによるセグメント情報が、2011年3月期より開示されることになった。

新会計基準は、近年の情報提供機能の向上を目的とした会計基準の設定と、国際的コンバージェンスを背景に、財務諸表利用者が、将来キャッシュ・フローを適切に評価できるよう有用な情報を提供するという基本原則の下、従来の産業セグメント情報は、企業の状況を適切に反映した情報開示がなされておらず、利用者の情報要求を満たしていないという批判にこたえマネジメント・アプローチを導入した。

しかし、マネジメント・アプローチによるセグメント情報は、企業の内部情報に基づく情報であるため、経営者の恣意性が混入する可能性があり、企業間の比較や、同一企業の年度間の比較が困難になるという比較可能性の問題や、企業側にとっては、競争相手や顧客との関係における事業活動上の障害や経営管理体制を前提としているため、企業の組織形態によっては実務的な負担の増大を招くという問題を抱えている。

特に比較可能性は、会計情報の有用性を支える会計情報の質的特性の一つであるが、新会計基準では、会計情報利用者の意思決定との関連性が、会計情報の信頼性と共に会計情報の有用性を直接判定する基準であり、その下位概念であり最低限の基礎的条件である比較可能性よりも優先されるとされている。そして、関連情報の開示により、比較可能性の問題は対処できるとしている。

ASBJが2006年12月に公表した討議資料「財務会計の概念フレームワーク」でも、形式的・画一的な比較可能性を求めているのではなく、意思決定に有用な会計情報を提供するために、企業実態に応じた企業の裁量的判断の必要性を認め、信頼性の構成要素である表現の忠実性との関連性について明確に説明されていない。

2011年3月期よりマネジメント・アプローチによるセグメント情報が開示されるが、投資家にとってより役立つ会計情報が開示されることになるのか、会計情報の質的特性に関するさらなる考察とともに実証分析を含めて今後の課題としたい。

## はじめに

2008年3月(2009年3月に最終改正)に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(以下、新会計基準という)が公表され、我が国においても国際的会計基準と同様、マネジメント・アプローチによるセグメント情報が、2011年3月期より開示されることになった。

新会計基準は、近年の情報提供機能の向上を目的とした会計基準の設定と、国際的コンバージェンスを背景に、セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業の行うさまざまな事業活動の内容およびこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供することが、セグメント情報開示の基本原則であり、財務諸表利用者により有用な情報を提供するためにマネジメント・アプローチを導入した。

導入に際し、米国と同様にマネジメント・アプローチによるセグメント情報は、企業の内部情報に基づく情報であるため、経営者の恣意性が混入する可能性があり、企業間の比較や、同一企業の年度間の比較という比較可能性の問題が指摘された。本稿では、マネジメント・アプローチによるセグメンテーションについて、その導入の背景と問題点に焦点をあて、会計情報の意思決定有用性の構成要素である意思決定との関連性、比較可能性等の会計情報の質的特性について検討していく。

### 1. 新しいセグメント会計基準

#### 1-1. マネジメント・アプローチの導入

我が国のセグメント情報は、1990年より連結財務諸表の注記情報として開示が制度化され、1994年には監査対象とされた。開示内容も、1995年には所在地別の営業損益が、1996年には、事業の種類別資産・減価償却費・資本金的支出、および所在地別の資産額の開示が義務づけられ情報の段階的充実が図られてきたが、1998年3月期から全面適用されることになり、開示方法ばかりではなく開示内容においても、米国および国際会計基準との隔たりも縮小され、この段階でほぼ国際的調和を達成することができたといえる。

しかし1997年に米国財務会計審議会(FASB)は、従来の基準である財務会計基準書第14号「企業のセグメント別財務報告」(SFAS14号)<sup>1)</sup>を改訂する財務会計基準書第131号「企業のセグメント別情報ならびに関連情報の開示」(SFAS131号)<sup>2)</sup>を公表した。さらに、同年8月に国際会計基準委員会(IASC)は、国際会計基準第14号「セグメント別財務情報の報告」(IAS第14号)<sup>3)</sup>を抜本的に見直したIAS第14号(改訂)「セグメント別報告」<sup>4)</sup>を公表し、さらに

---

1) FASB, SFAS No.14, Financial Reporting for segment of a Business Enterprise, 1976

2) FASB, SFAS No.131 Disclosure about Segment of an Enterprise and Related Information, 1997.

3) IASC, ISC No14, Reporting Financial Information by Segment, 1994

4) IASC, ISC No.14, Segment Reporting, 1997.

IASCを引き継いだ国際会計基準審議会（IASB）は、2006年に国際財務報告基準第8号「オペレーティング・セグメント」（IFRS第8号）<sup>5)</sup>を公表し、SFAS第131号とのコンバージェンスを達成した。我が国も2007年9月に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業会計基準公開草案第21号「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」を公表し、2008年3月（2009年3月に最終改正）に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（以下、「新会計基準」という）を公表し、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示が2010年4月以降開始される事業年度から適用されることになった。

我が国のセグメント情報は、導入時より米国の開示基準であるSFAS第14号の基本的アプローチと基本的開示情報が踏襲されてきた。しかし、産業セグメント・アプローチを採用するSFAS第14号に対して、米国では、投資管理調査協会（AIMR）や公認会計士協会（AICPA）等から種々の問題点が指摘された。

AIMRが1993年に公表した報告書においては、セグメントの定義が曖昧であり、企業が組織され管理されている方法に一致、またはこれを反映するような形式で報告すべきであり、もっと分割されたセグメント情報が開示されるべきであるとい指摘された<sup>6)</sup>。またアメリカ公認会計士協会（AICPA）も1994年に公表した報告書<sup>7)</sup>において、SFAS第14号が定める産業セグメントの区分は広すぎるため開示されるセグメント数が少なく、情報利用者は事業のリスクや成長性等に関して適切な評価ができないという問題点を指摘し、AIMRと同様に経営者へ報告をおこなうための内部報告用のセグメントに合わせるべきだ提唱した。このような批判を受けてFASBは、連結およびそれに関連する諸問題についてのプロジェクト（連結プロジェクト）において、分割情報（disaggregated information）開示に関してカナダ勅許会計士協会（CICA）の会計基準審議会（AcSB）との共同審議を進め、その結果をふまえ、1997年に、財務会計基準書131号「企業のセグメントおよび関連情報に関する開示」（FAS第131号）を公表した。さらにIASBが1997年に改訂IAS第14号「セグメント報告」を公表し、FASB、IASBともに従来のセグメント情報開示基準を抜本的に見直した。そのため我が国の開示基準と再び基準相互間の隔たりが拡大し会計基準の調和化の動向と逆行することとなった。

この動きをうけ、我が国では、国内基準とIFRSとの差異の縮小を図るために2005年3月から企業会計基準委員会（ASBJ）とIASBとの会計基準のコンバージェンスに向けた共同プロジェクトが開始された。セグメント情報の開示は、第1フェーズの検討項目（2006年3月より「短期プロジェクト」として取り上げられ早急にコンバージェンス達成が期待される項目の一つとされ、ASBJは、2006年12月にセグメント情報開示専門委員会を設置し、2007年9月に公開草案を公表し、2007年度中に会計基準および定期用指針の公表を目指し、2008年3月（2009年3月に最終改正）に新会計基準公表し、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の開示が2010年4月以降開始される事業年度から適用されることになった。

5) IASB, IFRS No.8 Operating Segment, 2006.

6) AIMR, Financial Reporting in the 1990s and Beyond, 1993, pp.59-60.

7) AICPA, Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting—A Customer Focus, 1994, pp.68-76, 90-91

## 1-2. マネジメント・アプローチ

新会計基準では、企業がセグメント情報等を開示するに際しての基本原則として、「セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業の行うさまざまな事業活動の内容およびこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならない」と定めている（4項）。新会計基準は、従来のセグメント情報とは、その考え方・内容において大きく異なっている。従来は、「セグメント情報とは、売上高、売上総損益、営業損益、経常損益その他財務情報を事業の種類別、親会社及び子会社の所在地別等の区分単位（セグメント）に分別したものをいう。」（セグメント情報の開示基準一1）とされ、セグメント情報の開示においては、経営者の恣意性を極力排除し企業間の比較可能性を確保することに重点がおかれ、開示すべきセグメント情報およびセグメンテーションの方法が規定されていた。

これに対し新会計基準では、国際財務報告基準や米国基準と同様、マネジメント・アプローチが採用され、「経営上の意思決定を行い、業績を評価するために、経営者が企業を事業の構成単位に分割した方法を基礎」（45項）として構成単位が決定される。従来多くの企業では、外部から求められる区分すなわち標準産業分類に基づくセグメント情報を受動的に開示していたが、新会計基準では、経営者が経営に際して利用している区分、自らが管理している区分に基づいてセグメント情報を開示することになる。

また開示内容についても、最高経営意思決定機関に報告されている情報に基づいて開示されることになる。例えば報告セグメントの利益の測定方法について新会計基準では特に定めていない（23、78項）。各企業が、実際に最高経営意思決定機関に報告している利益、例えば売上総利益や営業利益に受取利息・配当または支払利息を加減した利益がセグメント利益として開示されることになる。また、資産に関しても、従来は管理会計上作成しているか否かにかかわらず、セグメント資産の開示を要求していたが、新会計基準では、企業がセグメントに資産を配分していない場合は、その旨を開示し（24項(3)なお書き）各報告セグメントの資産額を開示する必要はなく、報告セグメントの決定方法やその開示内容および会計処理方法が実際に企業が利用している情報が開示されることになる。

さらに「マネジメント・アプローチでは、企業の最高経営意思決定機関が意思決定のために使用する情報を基礎としてセグメント情報を開示する」（74項）方法であり、セグメント情報は企業内部の作成基準に従って作成された情報であり、財務諸表を作成するために採用される会計処理の原則および手続に準拠することを求めている（74項）。そのため財務諸表の計上額と報告セグメントの合計額は一致しないことになる。この差異に関して開示することとしているが（24、25項）、内部の作成基準と一般に認められている会計基準とが大きく異なっている場合、情報利用者の判断を誤らせるおそれもあると考えられる。

新会計基準が採用するマネジメント・アプローチは、以下のような特徴を有している（46項）。

- ① 企業の組織構造、すなわち、最高経営意思決定機関が経営上の意思決定を行い、また、企業の業績を評価するために使用する事業部、部門、子会社または他の内部単位に対応す

る企業の構成単位に関する情報を提供する。

- ② 最高経営意思決定機関が業績を評価するために使用する報告において、特定の金額を配分している場合のみ、当該金額を構成単位に配分する。
- ③ セグメント情報を作成するために採用する会計方針は、最高経営意思決定機関が資源を配分し、業績を評価するための報告の中で使用するものと同一にする。

最高経営意思決定機関とは、企業の事業セグメントに資源を配分し、その業績を評価する機能を有する主体のことをいい（8項）、具体的には、取締役会、執行役員会議等の会議体である場合や、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）といった個人である場合などが考えられる（63項）。

企業の業績を評価するために使用する構成単位に関する情報を提供することになるため、企業によっては事業別の区分になっていない場合も考えられる。すなわち事業所、製品、地域別という区分になっている場合もありうる。なお、地域によって分割されたセグメント情報が、セグメント情報として開示されない場合には、関連情報の形式で開示しなければならない（31・55項）。マネジメント・アプローチでは、報告セグメントの決定方法は企業によって異なるので、財務諸表利用者が適切にセグメント情報を理解できるように、報告セグメントの決定方法や複数のセグメントを集約したか否か等の内容を開示する必要がある。

### 1-3. マネジメント・アプローチの長所と短所

新会計基準ではマネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の長所としては、①財務諸表利用者が経営者の視点で企業を見ることにより、経営者の行動を予測し、その予測を企業のキャッシュ・フローの評価に反映することが可能になり、②当該セグメント情報の基礎となる財務情報は、経営者が利用するために既に作成されており、企業が必要とする追加的費用が比較的少ない。また③実際の企業の組織構造に基づく区分を行うため、その区分に際して恣意性が入りにくい点をあげている（47項）。

しかし一方でマネジメント・アプローチの短所として、①企業の組織構造に基づく情報であるため、企業間の比較を困難にし、また、同一企業の年度間の比較が困難になるという問題点や、②内部的に利用されている財務情報を基礎とした情報の開示を要求することは、競争相手との関係や顧客との価格交渉上不利となり、企業の事業活動の障害となる可能性があるという短所が指摘されている（46項）。しかし、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の長所と短所を比較検討した結果、財務諸表利用者が経営者の視点で企業を理解できる財務情報を開示することにより、財務諸表利用者の意思決定により有用な情報を提供できると判断し、マネジメント・アプローチが導入されることになった（50項）。

新会計基準では、短所の①に関しては、「製品及びサービスに関する情報」、「地域に関する情報」、「主要な顧客に関する情報」という3つの補完的関連情報の開示により、比較可能性の問題に対処できるとしている（55号）。また②についても、企業の競争相手の多くは、すでに

財務諸表の情報よりも詳細な情報を入手しており、セグメント情報の開示が当該企業の事業活動の障害になることはないとし、国際財務報告基準および米国基準と同様に事業活動の障害を生じさせる場合における一定の例外的な取扱いを定めなかったこととした(53項)。

従来のセグメント情報に関しては、セグメント区分が不十分であり、我が国の代表的企業の2割近くが単一セグメント、もしくは重要性が低いとの理由で事業の種類別セグメント情報を開示しておらず、財務諸表利用者の期待を満たしてはいないのではないか、企業の経営の多角化を適切に反映した情報開示となっていないのではという批判がなされており、マネジメント・アプローチに基づくセグメント情報の導入は、こうした状況を改善する上でも望ましいとされた(47項)。しかし、一方で、なぜマネジメント・アプローチに基づく情報を開示すると、このような批判が解消され、財務諸表利用者の期待をより満たすことになるのかその根拠が不明確であり、また情報作成者である企業側にとってのメリットとして追加的費用が比較的低いとされているが、差異調整に関する情報や関連情報の開示に関する負担増が考慮されていないという意見もある。<sup>8)</sup>

マネジメント・アプローチは、企業の経営管理体制が整備されていること、すなわち、実態を伴ったセグメント別経営管理がおこなわれていることを前提としているが、デロイトトーマツコンサルティング(株)が2009年3月に上場企業を中心に実施した調査によれば<sup>9)</sup>、マネジメント・アプローチに伴う企業側の課題として、「管理セグメント情報の精度向上」、「開示セグメントの見直し」をあげており、また、連結ベースの管理用セグメント情報を作成していない企業も41%存在しており、マネジメント・アプローチの前提となる経営管理体制自体が十分に整備されていない企業が多いとされている。基準では、現行の管理体制で利用されている構成単位に分割した方法を基礎としてセグメンテーションするとされており、経営管理上のセグメント区分の見直しは不要である。しかし実態調査によると、約25%の企業が、投資家や株主に対するアカウンタビリティに関し、新会計基準適用を契機に経営管理用セグメント区分の見直しを検討していることが明らかになった。マネジメント・アプローチ導入に際し企業側は実務的対応を迫られることになる。

また、従来の基準では、セグメント情報は連結財務諸表の情報をセグメントに分割したものとされ、両者には整合関係が存在していた。換言すれば、セグメント情報を合計したものが連結財務諸表に一致する関係が成立していた。これに対して、新会計基準では経営者が企業を管理するために採用している計算方法や集計方法が採用されるために、連結財務諸表を作成するために用いる方法とは異なり、結果的にセグメント情報の合計額が連結財務諸表の値と一致しなくなることも想定される。そのため新会計基準では、このように差異がある場合には差異の調整を求めている。財務会計としての連結財務諸表と管理会計を基礎とするセグメント情報の整合性をどう保っていくのか企業の判断に委ねられることになるのである。差異調整に関して

8) 財団法人 産業経理協会「「セグメント情報等の開示に関する会計基準(案)」及び「セグメント情報等の開示に関する適用指針(案)」に対する意見」『産業経理』Vol.67 No.4、2008年1月、119-123頁。

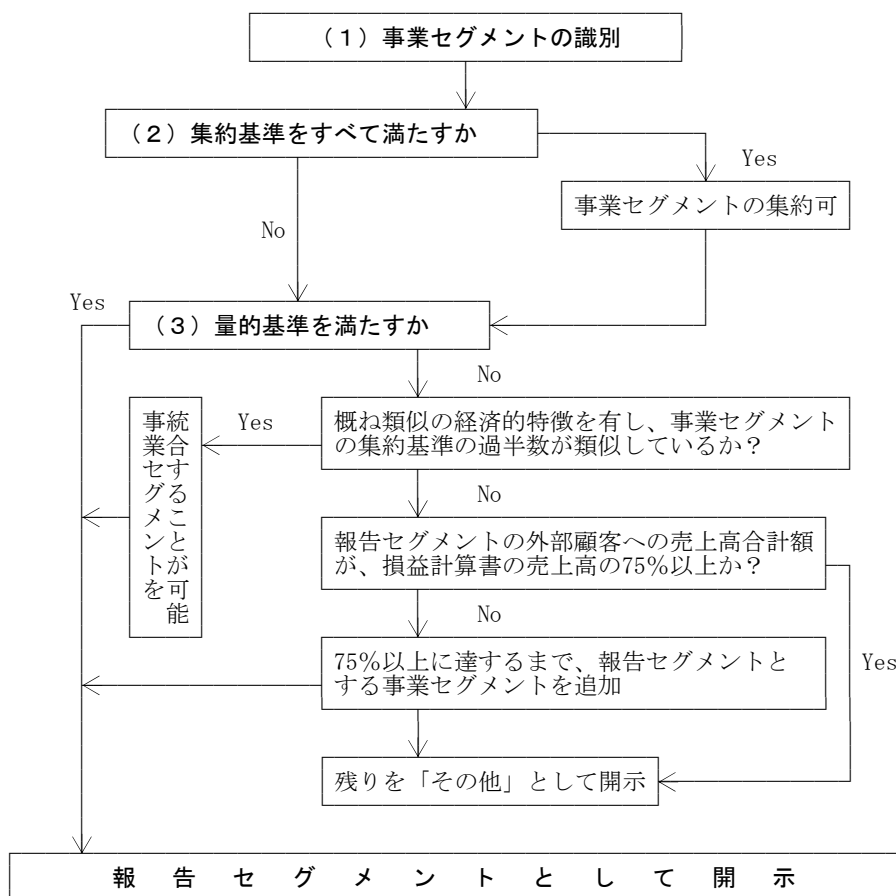
9) 田中雅史・大木和俊「新セグメント情報開示の現状と対策」、『旬刊経理情報』2009年6月10日号(No.1217)、10-14頁。

は、セグメント情報の基礎となる管理会計が、連結決算を所管部門と同一の組織に属している場合は、企業の負担は比較的軽いが、財務会計は経理部、管理会計は企画部など異なる部門に属している場合は、実務的な負担の増大を招くことになるだろう。

## 2. 報告セグメントの決定

新会計基準では、報告セグメントは、識別された事業セグメントまたは集約された事業セグメントの中から、量的基準に従って決定される（図2-1）。

図2-1 新会計基準における報告セグメントの決定



出所)「セグメント開示はこう変わる」、『週刊財務経営』2008年3月31日号(N0.2863)、6頁を一部修正。

## 2-1. 事業セグメントの識別

新会計基準では、内部管理情報である管理会計を基礎として、セグメント情報を作成する。マネジメント・アプローチでは、経営者が経営管理のために利用している事業の構成単位に基づいてセグメンテーションを行うが、経営者の設定する企業の構成単位を事業セグメントと称し、次の要件の全てに該当するものとしている（6項）。

- ① 収益を稼得し、費用が発生する事業活動に関わるもの(同一企業内の他の構成単位との取引に関連する収益および費用を含む。)
- ② 企業の最高経営意思決定機関が、当該構成単位に配分すべき資源に関する意思決定を行い、また、その業績を評価するために、その経営成績を定期的に検討するもの
- ③ 分離された財務情報を入手できるもの

上記の要件を満たすセグメンテーションの方法が複数ある場合、企業は、各構成単位の事業活動の特徴、それらについて責任を有する管理者の存在及び取締役会等に提出される情報などの要素に基づいて、企業のセグメンテーション方法を決定する（9項）。

## 2-2. 集約基準と量的基準

複数の事業セグメントが、以下の要件をすべて満たす場合、企業は当該事業セグメントを1つの事業セグメントに結合して、報告セグメントとする（11・71項）。

- ① 当該事業セグメントを集約することが、セグメント情報を開示する基本原則（新会計基準4項）と整合していること
- ② 当該事業セグメントの経済的特徴が概ね類似していること
- ③ 当該事業セグメントの製品及びサービスの内容、製品の製造方法又は製造過程、サービスの提供方法、販売市場又は顧客の種類、販売方法、銀行、保険、公益事業等のような業種に特有の規制環境が概ね類似していること

なお事業セグメントの集約は、異なる事業セグメントを集約しても財務諸表利用者の意思決定に重要な影響を与えない場合に限定すべきだという意見に基づき、国際的な会計基準に定められている集約基準は厳格過ぎるという意見もあったが、FASB、IASBと同様に定められた（70、71項）。

また、マネジメント・アプローチの導入により、一部企業において非常に多数の報告セグメントが開示される可能性があり、重要性の低い事業セグメントの開示に関しては、従来と同様の一定の量的基準、すなわち売上高、利益又は損失、資産の10%基準が定められた（12・72項）。

この10%基準に満たない複数の事業セグメントの経済的特徴および事業セグメントの集約基準の過半数について概ね類似している場合は、これらを結合して、報告セグメントとすることができる（13項）。



## マネジメント・アプローチによるセグメント情報の有用性

また、報告セグメントの外部顧客への売上高合計額が連結損益計算書または個別損益計算書の売上高の75%未満である場合は、75%に達するまで報告セグメントを追加しなければならない(15項)。報告セグメントとして独立表示されない事業セグメント及びその他の収益を稼得する事業活動に関する情報は、「その他」の区分に一括表示される(15項)。さらに細分化され過ぎたセグメント情報は、財務諸表利用者にとっての有用性をむしろ損なうことにもなるが、新会計基準では国際的基準のように報告セグメント数の限度を定めていないが、企業は、セグメンテーションの方法が適切であるか否か慎重に判断しなければならない(75項)。

### 3. マネジメント・アプローチの背景

#### 3-1. 会計情報の質的特性と意思決定有用性

米国では、SFAS131号の改訂によりマネジメント・アプローチが導入されたが、セグメント情報の有用性が高まると期待される一方、企業間比較や期間比較が不可能になるという反対意見もあった。しかしSFAS131号では、企業の組織構造が、企業の将来キャッシュ・フローの見通しに重大な影響を与える経営者の戦略を最も良く反映しているとし(par.60, 70)、マネジメント・アプローチによるセグメント情報は情報利用者の意思決定に有用であると考えているのである。

我が国の新会計基準でも、企業がセグメント情報等を開示するに際しての基本原則として、セグメント情報等の開示は、財務諸表利用者が企業の過去の業績を理解し、将来のキャッシュ・フローの予測を適切に評価できるように、企業の行うさまざまな事業活動の内容およびこれを行う経営環境に関して適切な情報を提供するものでなければならないと定め(4項)、マネジメント・アプローチを導入した。

導入に際し我が国でも、1-3で述べたように米国と同様に企業の内部情報に基づく情報であるため、経営者の恣意性が混入する可能性があり、企業間の比較や、同一企業の年度間の比較が困難になるという問題点が指摘されたが、そうした短所を考慮しても経営者の意図を反映させたセグメント情報の方が、より有用な情報を提供できると判断し、マネジメント・アプローチが導入されることになった。

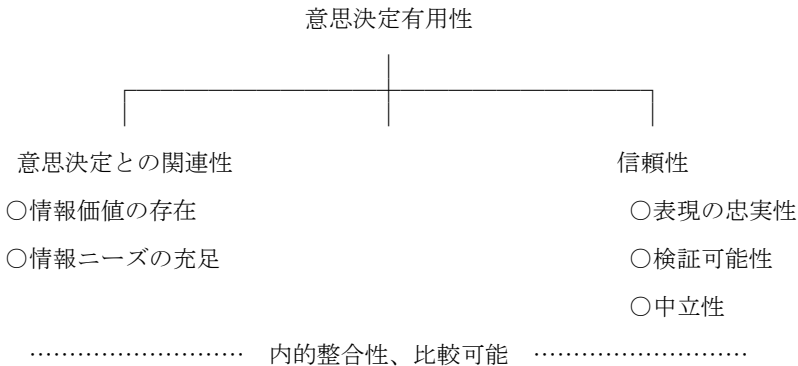
新会計基準では、会計情報の有用性に関して、ASBJが2006年12月に公表した討議資料<sup>10)</sup>「財務会計の概念フレームワーク」(以下、概念フレームワークという)を引用し、意思決定有用性と比較可能性について説明している。すなわち、会計情報の比較可能性は、最低限の基礎的条件とされ、会計情報の財務諸表利用者の意思決定との関連性は、会計情報の信頼性と共に会計情報の有用性を直接判定する基準として機能し、比較可能性の確保よりも優先するとしている(49項)。

10) IASBとFASBが、共通の概念フレームワーク策定に向けた共同プロジェクトを行っているため、公開草案というかたちではなく討議資料として公表された。2010年3月11日にFASBは、IASBとの共同プロジェクトの成果である公開草案「財務報告のための概念フレームワーク：報告企業」を公表した。

概念フレームワークでは、財務報告の目的を投資家による企業成果の予測と企業価値の評価に有用な企業の財務状況の開示であるとし(第1章序文)、投資家が将来を予測するには企業の現状に関する情報は不可欠であるが、その情報の入手に際して投資家と経営者の間には情報の非対称性が存在しており、ディスクロージャー制度の存在意義は、こうした非対称性を緩和しそれが市場に及ぼす障害を解決するため、経営者による私的情報の開示を促進することであり、さらに、財務報告の目的を、投資家が将来キャッシュ・フローを予測するのに役立つ情報を開示することであるとし、そのために、会計情報に必要とされる最も基本的な特性は、意思決定有用性であると説明する(第1章1項)。

意思決定有用性は、2つの下位の特性、すなわち、情報価値の存在と情報ニーズの充足を内容とする意思決定との関連性と、中立性・検証可能性・表現の忠実性などを内容とする信頼性とともに支えられ、さらに、内的整合性と比較可能性が、これら3者を基礎から支えると同時に、必要条件ないし閾限界として機能している(第2章2・4・6項)と説明している(図3-1)。

図3-1 会計情報の質的特性



出所) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」2006年12月、13頁

この概念フレームワークを根拠に、新会計基準では、会計情報の比較可能性は、会計情報が有用であるために必要な最低限の基礎的な条件であり、意思決定有用性を直接的に判定する特性ではなく、意思決定との関連性が、比較可能性に優先する(49項)としている。

ASBJは、2003年1月に概念フレームワークの明文化に向け検討を開始し、2004年1月に「概念フレームワーク」と題する討議資料を公表した(以下、討議資料という)。当初の討議資料では、比較可能性について多くの時間が議論に費やされたが、記述されていなかった。それは、「異質な事実を一括りにして画一的な会計処理を要求し、経営者による裁量の余地を過度に狭めると、むしろ投資家にとっての意思決定有用性が損なわれかねないという議論がなされ、会計処理の画一的な統一に対する懸念が表明された」(第2章21項)からである。また、信頼性を支える表現の忠実性は、企業が直面する多様な事実を少数の会計上の項目に分類する際、そ

の分類基準に解釈の余地が残されていると、分類結果の信頼性が損なわれる事態も起こりうるので、事実と会計上の分類項目との明確な対応関係を要求する。すなわち同じ事実には同じ表現を、異なる事実には異なる表現を求めているのである。このように表現の忠実性を理解すると、比較可能性は、いわゆる常識的な意味でこの表現の忠実性に含まれると解釈し、当初の討議資料では比較可能性を取り上げていないのである（図3-2）。

図3-2 会計情報の質的特性の関係図



出所) 討議資料「財務会計の概念フレームワーク」2004年1月、18頁

しかし、2006年12月に公表された討議資料「概念フレームワーク」では、比較可能性は、会計情報が有用性を支える必要最低限の基礎条件とされ、意思決定有用性の直接的な判断基準ではないが、意思決定との関連性や信頼性が満たされているか意思決定との関連性が満たされているかを間接的に推定する際に利用され、階層全体を支える制約条件である（第2章16項）とされている。また、表現の忠実性との関連については、法的形式が異なっているが実質が同じ場合は、同じ会計処理が適用される。すなわち実質的優先という意味では、表現の忠実性と重複しているが、形式が同じでも実質が異なる場合は、異なる会計処理が適用されるが、この場合は、表現の忠実性に比較可能性が含まれているのか否かが明確ではないと考えられるため、比較可能性を内的整合性ととも一般制約となる特性としている（第2章20項）。さらに、会計情報の有用性のためには、非画一的な処理や企業の裁量的判断が必要とされる場合もある（第2章21項）とし、意思決定有用性と比較可能性、表現の忠実性の関係性が明確に記述されていない。

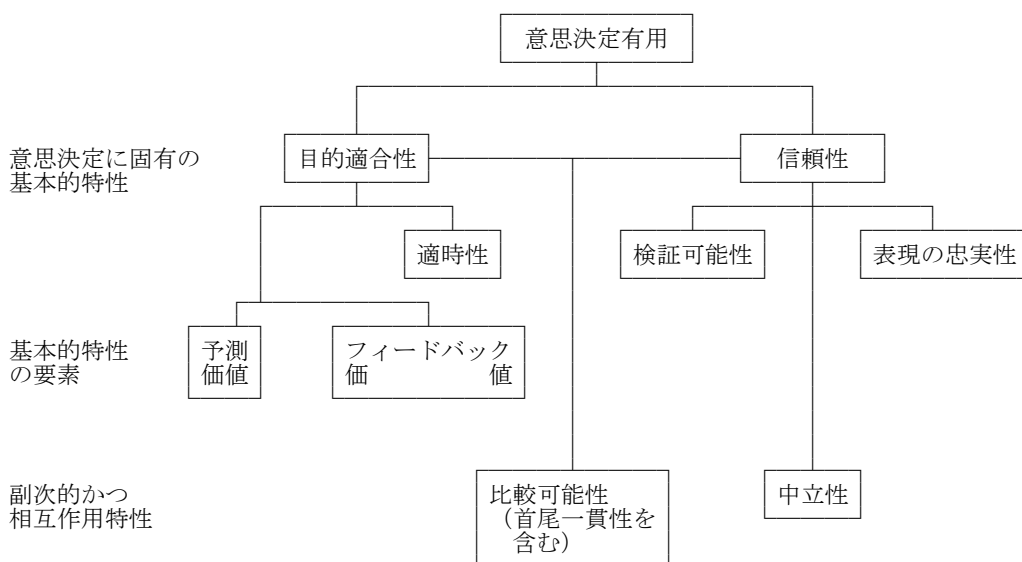
### 3-2. FASBにおける会計情報の質的特性

FASBは、1980年に財務会計諸概念に関するステートメント第2号「会計情報の質的特性」(SFAC No.2)を公表し、1978年に公表された財務会計諸概念に関するステートメント第1

号「営利企業の財務報告の目的」(SFAC No.1)の結論である財務諸表の目的は財務諸表利用者の意思決定に有用な情報を提供することであるという目的を達成するために、財務報告にどのような情報を包含すべきか決定する際に求められる質的特性を定義することを意図していた。

SFAC No.2 では、抽象概念である意思決定有用性の意味を明確にするため、より抽象性の低いレベルの構成要素に分けて階層構造(図3-3)として捉えており(par.32)、会計情報の質的特性を基本特性とその他の特性に区別しているが、特性間に優先順位を与えていない。特性間の相対的重要性は、状況に応じて異なると考えているからである(par.34)。

図3-3 会計的特性の階層構造



出所) SFAC No.2、para.32 の一部抜粋・修正

比較可能性について、同一性と混同してはならず、相違点を明確にすることにより多くのことを学ぶことができ、現象を明確にすることができるか否かは、相違点の根本の原因分析または外見上の相違点に重要性がないことを明らかにすることにかかっており、比較可能性を確保するために現実の差異を隠してはならないとしている(par.119)。つまり企業間に存在する現実の相違点を覆い隠してしまうことは、比較可能性にマイナスな影響を及ぼすのである(par.116)。

1984年にFASBが公表した財務会計諸概念に関するステイトメント第5号「企業の財務諸表における認識および測定」(SFAC No.5)においてSFAS No.2に示された5つの会計情報の質的特性のうち比較可能性を除く4つについては基本的認識基準として説明しているが、比較可能性についてはふれていない。それは、比較可能性が他の4つの質的特性と異なり、2つまたはそれ以上の情報に見られる諸関係の特性であり、2つの測定値間の比較可能性を確保する

ために、2つのうちいずれか一方の情報の目的適合性が信頼性を損なうかまたは弱めることになり (par.116)、2つの部分の間の関係<sup>11)</sup> についての質を意味するからであり、その解釈に課題が残されていた。

我が国の概念フレームワークでも、比較可能性について、実質が同じなら同一の会計処理を、異なる場合には異なる会計処理を求めており (第2章20項)、形式的・画一的比較可能性を求めめるのではなく、意思決定に有用な会計情報を作成するために、企業実態に応じた企業の裁量的判断の必要性を認めている (第2章21項)。しかし新会計基準では、比較可能性は、意思決定との関連性の下位概念であり、意思決定との関連性が優先されるとしている (49項) が、概念フレームワークと新会計基準の内容は、一致しているのであろうか。

比較可能性をどのように理解するのか。日々変化する経営環境の中、個々の企業が直面する状況は多様であり、その多様性を反映した経営者の視点にたって作成されたセグメント情報が財務報告利用者にとって有用な情報であることに疑いはない。しかし、会計情報の有用性を支える会計情報の質的特性である比較可能性を、実質的比較可能性という理解で拡大解釈し、さらに表現の忠実性との関連性も不明確である。

セグメント情報の開示のみならず財務諸表における情報の構成及び表示においてもマネジメント・アプローチの適用が打ち出された。FASBとIASBが、2008年10月に公表したディスカッション・ペーパー「財務諸表の表示に関する予備的見解」<sup>12)</sup> (以下、DPという) では、財務諸表における情報の分解、分類に際して経営者の判断によるマネジメント・アプローチが採用されることになった。従来は、極力例外を認めず表示方法を統一化し、経営者の裁量を制限することで開示の透明性が向上し会計情報の有用性が改善され、財務諸表利用者の意思決定に資することになるとされていた。しかし、FASB、IASBは、比較可能性や経営者の恣意性を排除することよりも経営者の意図を反映させた報告を行う方が、より有用な情報提供につながるという考え方に変化してきている。<sup>13)</sup>

## 終わりに

2008年3月 (2009年3月に最終改正) に企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」を公表され、我が国においてもIASBやFASBと同様、マネジメント・アプローチによるセグメント情報が、2011年3月期より開示されることになった。マネジメント・アプローチの採用により、財務諸表利用者は、経営者が利用しているセグメント情報を利用す

---

11) FASB, Discussion Memorandum, Analysis of issues related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting : Elements of Financial Statement and Their Measurement, 1976、において、有用な財務諸表情報のさまざまな質または特徴間のコンフリクト及びトレードオフ、目的適合性と比較可能性の間の妥協またはトレードオフの必要性は指摘されていた (paras.361-365, 371-376)。

12) FASB・IASB, Discussin Memorandum, Preliminary Views on Financial Statement Presentation

13) 中村美保「業績報告プロジェクトの変遷とマネジメント・アプローチへの変換」、『会計』、第177巻第3号、49-61頁。

ることができ、開示情報の充実が期待される。

しかし、マネジメント・アプローチによるセグメント情報は、企業の内部情報に基づく情報であるため、経営者の恣意性が混入する可能性があり、企業間の比較や、同一企業の年度間の比較が困難になるという比較可能性及び財務諸表との整合性の問題や企業側にとっては、競争相手や顧客との関係における事業活動上の障害や経営管理体制を前提としているため、企業の組織形態によっては実務的な負担の増大を招くという問題を抱えている。

特に比較可能性は、会計情報の有用性を支える会計情報の質的特性の一つであるが、実質的な判断が求められ、信頼性の構成要素である表現の忠実性との関連性について明確にされていない。会計情報の質的特性に関するさらなる考察とともに、マネジメント・アプローチによるセグメント情報の有用性に関する実証分析を含めて今後の課題としたい。

## 参考文献

米国財務会計基準（連結会計）研究委員会『連結会計をめぐる米国財務会計基準の動向』財団法人企業財務制度研究会、1995年11月。

森川 八州男編著『会計基準の国際的調和』白桃書房、1998年。

松井 泰則「米国セグメント会計の展開—FASB/CICAの審議経過をふまえて」『企業会計』、第48巻第4号、1994年4月。

米山 祐司『アメリカ会計基準論』同文館、2001年。

山地 範明「セグメント情報開示基準のコンバージェンス」『企業会計』、第59巻第9号、2007年9月。

杉本 徳栄『アメリカSECの会計政策』中央経済社、2009年。

斉藤 静樹編『討議資料 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、2005年。

津守 常弘監訳『FASB 財務会計の概念フレームワーク』中央経済社、1997年。